個人情報保護に関する細則

2026 年 6 月 13 日制定

（目的）
第 1 条　本細則は、日本ラテンアメリカ学会（以下「本会」という。）が会員の個人情報を適正に取り扱い、その保護を図ることを目的とする。
２　本会は、会員の信頼を損なうことのないよう、個人情報の取扱いに細心の注意を払う。

（個人情報の範囲）
第 2 条　本細則における個人情報とは、氏名、住所、所属機関、連絡先その他、会員を識別できる情報をいう。

（利用目的）
第 3 条　本会が個人情報を利用するのは、次の目的に限る。
1　会費の請求および会員名簿の管理
2　大会、地域部会、その他の本会主催の研究集会における司会者、討論者、委員等の選定
3　機関誌の編集における査読者等の選定
4　選挙の運営および管理
5　その他、会務運営上、真に必要と認められる場合

（適正な管理）
第 4 条　本会は、会員の個人情報を適正に管理し、会員・非会員を問わず、第三者に提供または漏えいしない。
２　ただし、第 3 条に定める目的のために真に必要な場合に限り、関係する理事または委員に最小限の範囲で共有することができる。

（情報の更新）
第 5 条　会員は、住所、所属機関、メールアドレス、会員資格等に変更があった場合、速やかに事務局に届け出るものとする。
２　円滑な会務運営のため、本会は会員に情報更新への協力を求める。

（改廃）
第 6 条　本細則の改正または廃止は、理事会の提案に基づき総会の承認を経て行う。